

第 12 期青森県地球温暖化防止活動推進員公募要領

1 趣旨

この要領は、第 12 期青森県地球温暖化防止活動推進員（以下、「推進員」という。）を公募するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 委嘱期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

3 応募要件

- (1) 地球温暖化の現状・対策に関する知識の普及と本県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有していること。
- (2) 満 16 歳以上（令和 6 年度内に満 16 歳になる者を含む。）であること。
ただし、同年度に高等学校等に在籍している者及び未成年者については保護者の同意を要する。
- (3) 高等学校等に在籍している者である場合、県内に在住又は在学していること。

4 募集期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで ※当日消印有効

5 応募方法

応募者は、別紙「青森県地球温暖化防止活動推進員応募申込書」又は「青森県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（保護者承諾書付き）」に必要事項を記入し、郵送、FAX、E-mail または直接持参のいずれかの方法により、青森県環境生活部環境政策課まで提出するものとする。（第 11 期推進員は、「青森県地球温暖化防止活動推進員応募申込書（継続用）」に必要事項を記入し、提出する。）

6 推進員選考方法

選考にあたっては、応募者から提出された応募申込書について、別に定める選考要領に基づき審査を行い、推進員を決定するものとする。

選考結果は、応募者全員に文書にて通知するものとする。

7 推進員の概要

- (1) 活動内容

- ・地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
- ・住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガス排出の抑制等のための必要な指導及び助言をすること。
- ・地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。
- ・国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定に基づき知事が指定する青森県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が、温室効果ガスの排出の抑制のために行う活動に必要な協力をすること。

（2）活動経費

- ・推進員の活動は原則として無償とするが、委嘱状交付式及び県主催の研修会等に推進員が出席する場合の旅費は、県の規定により算出した額を県が負担するものとする。
- ・依頼を受けての活動において交通費等の実費が伴う場合には、依頼先に負担していただくこととしている。
- ・県外に居住する推進員が県内で活動する場合（委嘱状交付式及び県主催の研修会等に出席する場合を含む）の旅費は、活動場所の最寄の鉄道駅から活動場所までの間について、県の規定により算出した額とする。

（3）その他留意事項

- ・推進員は、青森県職員の身分を保有するものではない。
- ・県は、青森県地球温暖化防止活動推進員応募申込書の記載事項のうち、推進員とセンターとの連携を図るために必要と認められる事項について、センターに情報を提供する。
また、県及びセンターは、県がセンターに提供した情報その他の情報のうち、氏名、自宅の市町村名及びその他本人の同意が得られた事項について、他の推進員の活動、住民の活動又は市町村の施策等の推進を支援するために必要な範囲内において、他の推進員、住民又は市町村等に情報を提供することがある。
- ・推進員は、活動を行うに当たって、事故等に十分注意しなければならない。
- ・県は、推進員がその活動中に被った損害及び第三者に対して与えた損害について、県の責めに帰する理由により生じた場合を除き、賠償の責を負わない。
- ・推進員は、政治、宗教又は営利を目的として活動を行ってはならない。
- ・推進員は、活動を通じて知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。委嘱を解かれた後も同様とする。
- ・推進員が特段の理由もなく活動を行っていないと認められるとき等の場合は、推進員を解嘱することがある。